

議案第 1 0 号

調布市教育員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市教育委員会会計年度任用職員の報酬単価を引き上げるとともに，職種を追加する等所要の改正を行うため，提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第3条―第6条、第8条、第9条関係）

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	1,380	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	1,510	時
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,350	時
4	調布市立小学校及び調布市	調布市教育委	教育委員会教	調布市立小学校及び調布市立中学校	—	1,200	時

	立中学校における用務業務の充実を図るため	員会技能補助員（用務員）	育総務課	における学校用務作業全般の補助にすること。			
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（給食調理員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助にすること。	—	1,200	時
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務にすること。	栄養士免許を有すること。	1,510	時
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務にすること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有すること。	1,680	時
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助にすること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,200	時
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信にすること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有すること。	1,780	時
10	調布市立小学	学校司	教育委	調布市立小学校及	司書又は司書	1,280	時

	校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	書	員会指導室	び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列，その目録整備，図書館利用の指導補助，他の図書館との連絡・調整等，学校図書館の運営補助に関すること。	教諭の資格を有する者であること。		
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	1,680	時
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習，集団行動，登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室，修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか，学級運営上必要な業務に関すること。	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	1,680	時
13	調布市立小学校及び調布市立中学校の教員並びに適応指導教室の指導員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級並びに適応指導教室における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し，学校教育，家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,480	時

14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	1,880	時
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 児童・生徒の在籍校や関係機関との連携・調整に関すること。 (2) 児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者、かつ学校での指導経験が10年程度ある者であること。	1,880	時
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う不登校児童・生徒の教	適応指導教室指導員	教育委員会指導室	(1) 不登校児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関する	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び	1,630	時

	育全般の課題 解決を図るため			こと。 (2) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	能力を有する者であること。		
17	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。 (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。 (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援に関すること。 (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	2,080	時
		チーフスクールソーシャル		スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか、	社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有し、教育及び	2,580	時

		ワーカー		(1) スクールソーシャルワーカー対応事業等の進行管理，統括に関すること。 (2) スクールソーシャルワーカーの人材育成に関すること。	福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。		
18	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実に図り，不登校，いじめ，問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて，児童・生徒の不登校，いじめ，問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士，公認心理師法による公認心理師，学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	2,080	時
19	一般教員の負担軽減を図り，教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備，採点業務，教材作成の補助等）に関すること。	—	1,200	時
20	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時

				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
21	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験者であること。	1,650	時
22	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り，もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導，安全に関する知識及び技能の指導，大会及び練習試合等の引率，その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等）に関すること。	—	1,680	時
23	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助，児童からの相談対応や登下校の見守り，学習・生活指導の補助等）	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験者であること。	1,630	時
24	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	（１） 来館児童・生徒の活動のサポート （２） 前号に掲げるもののほか，所属長は適当と認める業務に関すること。	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者であること。	1,380	時
25	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	（１） 来所相談業務に関すること。 （２） 電話相談業務に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士，	2,080	時

				と。 (3) 就学，転学及び通級指導学級入退級相談業務に関するこ と。 (4) 不登校児 童・生徒支援業 務に関するこ と。 (5) 前各号に掲 げるもののほ か，所属長が適 当と認める業務 に関するこ と。	公認心理師法 による公認心 理師，学校心 理士認定運営 機構・日本学 校心理士会の 認定する学校 心理士のいず れかの資格を 有する者又は 資格取得見込 みの者である こと。		
26	教育行政の充 実を図るため	教育相 談教育 職専門 員	教育委 員会指 導室	(1) 電話相談業 務に関するこ と。 (2) 就学，転学 及び通級指導学 級入退級相談業 務に関するこ と。 (3) 前2号に掲 げるもののほ か，所属長が適 当と認める業務 に関するこ と。	教員免許状を 有し，学校教育，家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であるこ と。	1,880	時
27	調布市立図書 館における図 書館事業の充 実を図るため	図書館 専門員 (専門 的業 務)	教育委 員会図 書館	(1) 専門的業務 の補助に関する こと。 (2) 窓口受付及 び資料整理に関 すること。 (3) 電子資料利 用者への支援業 務，原資料の整 理業務等に関す ること。 (4) 前3号に掲 げるもののほ か，調布市立図 書館長が指定す	図書館司書資 格を持っている者であるこ と。	1,400	時

				る事務に関する こと。			
28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関する こと。	—	1,400	時
29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関する こと。	—	1,400	時
30	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関する こと。 (2) 電子資料利用者への支援業務、 原資料の整理業務等に関する こと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、 調布市立図書館長が指定する 事務に関する こと。	—	1,230	時
31	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の 資質向上を図るための研修・ 指導・助言に関する こと。 (2) 前号に掲げるもののほか、 調布市立図書館長が指定する 事務に関する こと。	図書館司書資格を有し、かつ、 公立図書館における常勤職員の 経験及び図書館行政に関する 専門的な知見を有すること。	1,480	時
32	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・ 文化財・史跡・郷土史に関する 事務事業全般に関する こと。	博物館又は関連する専門分野 に対する識見を有する者である こと。	1,680	時
33	調布市郷土博	文化財	教育委	(1) 文化財保護	職務の遂行に	1,340	時

	博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	保護事務員	員会郷土博物館	事業における事務に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	必要な資格、知識、技能等を有する者であること。		
34	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務補助員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	1,200	時
35	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財専門員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財調査の実施に関すること。 (2) 埋蔵文化財調査に付随する業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、5年以上の調査経験を有する者であること。	1,930	時
36	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財調査員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財専門員が行う業務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、調査経験を有する者であること。	1,680	時
37	地域の社会教育	公民館	教育委員会	(1) 各種事業の	社会教育主	1,680	時

	育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	専門員	員会公民館	企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。		
38	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士 (臨時)	教育委員会各課 (室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	1,250	時
					無資格者	1,200	時

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。 (設置) 第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。 (定義) 第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。 (配置) 第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。 (職務) 第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。 (任用) 第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。 (1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え	○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。 (設置) 第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。 (定義) 第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。 (配置) 第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。 (職務) 第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。 (任用) 第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。 (1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え

改正後	改正前
ていること。 (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めたときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。 (再度の任用) 第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。 (1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。 (2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。 (3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。 (任期) 第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。 2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない	ていること。 (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めたときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。 (再度の任用) 第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。 (1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。 (2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。 (3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。 (任期) 第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。 2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない

改正後	改正前
場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。 3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。 (勤務日数等) 第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内において任命権者が定める。 2 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内(特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命権者が定める。 3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。 (報酬) 第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。 (準用) 第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。 (雑則) 第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則	場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。 3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。 (勤務日数等) 第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内において任命権者が定める。 2 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内(特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命権者が定める。 3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。 (報酬) 第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。 (準用) 第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。 (雑則) 第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則

改正後	改正前
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。 (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委員会規則第8号） (2) 調布市郷土博物館専門員設置規則（平成3年3月29日教育委員会規則第4号） 附 則（令和2年3月27日教委規則第4号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和2年6月30日教委規則第8号） この規則は、令和2年7月1日から施行する。 附 則（令和3年3月26日教委規則第2号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年9月28日教委規則第6号） 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和4年3月25日教委規則第1号） 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和4年9月30日教委規則第7号） 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。	1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。 (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委員会規則第8号） (2) 調布市郷土博物館専門員設置規則（平成3年3月29日教育委員会規則第4号） 附 則（令和2年3月27日教委規則第4号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和2年6月30日教委規則第8号） この規則は、令和2年7月1日から施行する。 附 則（令和3年3月26日教委規則第2号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年9月28日教委規則第6号） 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和4年3月25日教委規則第1号） 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和4年9月30日教委規則第7号） 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

改正後								改正前							
2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和5年3月31日教委規則第1号） この規則は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和5年9月22日教委規則第12号） 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和6年3月29日教委規則第3号） この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則（令和6年9月27日教委規則第7号） 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和6年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和7年3月28日教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>								2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和5年3月31日教委規則第1号） この規則は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和5年9月22日教委規則第12号） 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。 附 則（令和6年3月29日教委規則第3号） この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則（令和6年9月27日教委規則第7号） 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和6年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。							
別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）								別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）							
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位	番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位
1	調布市	学校	教育	調布市立小学校及	大工仕事の	<u>1,380</u>	時	1	調布市	学校	教育	調布市立小学校及	大工仕事の	<u>1,350</u>	時

改正後									改正前										
		立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	施設管理専門員	委員会教育総務課	び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	できる者又は大工仕事の経験のある者であること。						立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	施設管理専門員	委員会教育総務課	び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	できる者又は大工仕事の経験のある者であること。			
	2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	<u>1,510</u>	時				2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	<u>1,480</u>	時
	3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>1,350</u>	時				3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>1,320</u>	時

改正後								改正前							
		理業務 の充実 を図る ため								理業務 の充実 を図る ため					
4	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお ける用 務業務 の充実 を図る ため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員 (用 務員)	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校用務 作業全般の補助に 関すること。	—	<u>1,200</u>	時	4	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお ける用 務業務 の充実 を図る ため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員 (用 務員)	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校用務 作業全般の補助に 関すること。	—	<u>1,170</u>	時
5	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお ける調 理業務 の充実 を図る ため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員 (給 食調 理員)	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校給食 調理補助に関する こと。	—	<u>1,200</u>	時	5	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお ける調 理業務 の充実 を図る ため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員 (給 食調 理員)	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校給食 調理補助に関する こと。	—	<u>1,170</u>	時
6	調布市 立小学	学校 栄養	教育 委員	調布市立小学校に おける栄養士業務	栄養士免許 を有する者	<u>1,510</u>	時	6	調布市 立小学	学校 栄養	教育 委員	調布市立小学校に おける栄養士業務	栄養士免許 を有する者	<u>1,480</u>	時

改正後									改正前									
		校及び 調布市 立中学 校にお ける栄 養士業 務の充 実を図 るため	士専 門員	会学 務課	補助及び調布市立 中学校における給 食事務に関するこ と。	であるこ と。					校及び 調布市 立中学 校にお ける栄 養士業 務の充 実を図 るため	士専 門員	会学 務課	補助及び調布市立 中学校における給 食事務に関するこ と。	であるこ と。			
7		調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお ける食 物アレ ルギー 対応の 充実を 図るた め	食物 アレ ルギー 専門員	教育 委員 会学 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における食物アレ ルギー対応業務に 関すること。	栄養士法に 定められる 管理栄養士 の資格を有 し、かつ学 校給食現場 や病院等 において実務 経験を有す る者である こと。	<u>1,680</u>	時		7	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお ける食 物アレ ルギー 対応の 充実を 図るた め	食物 アレ ルギー 専門員	教育 委員 会学 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における食物アレ ルギー対応業務に 関すること。	栄養士法に 定められる 管理栄養士 の資格を有 し、かつ学 校給食現場 や病院等 において実務 経験を有す る者である こと。	<u>1,650</u>	時	
8		調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお	調布 市教 育委 員会 技能 補助	教育 委員 会学 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校給食 調理補助に関する こと（給食調理員の 欠員が発生した学	調理師免許 を有してい る者又は調 理業務の経 験がある者 であるこ	<u>1,200</u>	時		8	調布市 立小学 校及び 調布市 立中学 校にお	調布 市教 育委 員会 技能 補助	教育 委員 会学 務課	調布市立小学校及 び調布市立中学校 における学校給食 調理補助に関する こと（給食調理員の 欠員が発生した学	調理師免許 を有してい る者又は調 理業務の経 験がある者 であるこ	<u>1,170</u>	時	

改正後								改正前							
		ける調理業務の充実を図るため	員（応援給食調理員）		校の給食調理補助を含む。）。	と。				ける調理業務の充実を図るため	員（応援給食調理員）		校の給食調理補助を含む。）。	と。	
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	<u>1,780</u> 時		9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	<u>1,750</u> 時	
10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図る	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	<u>1,280</u> 時		10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図る	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	<u>1,250</u> 時	

改正後								改正前							
	ため								ため						
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有すること。	1,680	時	11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有すること。	1,650	時
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有すること。	1,680	時	12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有すること。	1,650	時

改正後										改正前									
					な業務に関する こと。										な業務に関する こと。				
13	調布市 立小学校及び 調布市 立中学校の教 員並び に適応 指導教 室の指 導員の 指導補 助等を行 うため	スク ールサ ポーター	教育 委員会 指導室	調布市立小学校及 び調布市立中学校 の通常学級並びに 適応指導教室にお ける特別な支援を 要する児童・生徒 への指導補助や個 別の学習指導に関 すること。	教員免許状 を有し、学 校教育、家 庭教育等 に関する専門 的識見及び 能力がある 者であるこ と。	1,480	時			13	調布市 立小学校及び 調布市 立中学校にお ける教 員の指 導補助 等を行うため	スク ールサ ポーター	教育 委員会 指導室	調布市立小学校及 び調布市立中学校 の通常学級におけ る特別な支援を要 する児童・生徒へ の指導補助や個別 的学習指導に関す ること。	教員免許状 を有し、学 校教育、家 庭教育等 に関する専門 的識見及び 能力がある 者であるこ と。	1,450	時		
14	調布市 立小学校及び 調布市 立中学校にお ける教 職員の 資質向 上を図 るため	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員会 指導室	教職員の新任研修 及び経験者等の研 修をはじめ、教育 に関する専門的、技 術的事項の調査・研 究に関すること。	教諭及び教 育管理者と して長年に わたり学校 教育に従事 するなど、 学校教育及 び家庭教育 等に関する 高度な専門 的識見及び	1,880	時			14	調布市 立小学校及び 調布市 立中学校にお ける教 職員の 資質向 上を図 るため	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員会 指導室	教職員の新任研修 及び経験者等の研 修をはじめ、教育 に関する専門的、技 術的事項の調査・研 究に関すること。	教諭及び教 育管理者と して長年に わたり学校 教育に従事 するなど、 学校教育及 び家庭教育 等に関する 高度な専門 的識見及び	1,850	時		

改正後									改正前								
						能力を有する者であること。									能力を有する者であること。		
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	<u>(1) 児童・生徒の在籍校や関係機関との連携・調整に関すること。</u> <u>(2) 児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。</u> <u>(3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。</u> <u>(4) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。</u>	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者、かつ学校での指導経験が10年程度ある者であること。	1,880	時		15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	<u>(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。</u> <u>(2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。</u> <u>(3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。</u>	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	1,850	時	
<u>16</u>	<u>調布市</u>	<u>適応</u>	<u>教育</u>	<u>(1) 不登校児童・生徒とその保</u>	<u>教員免許状</u>	<u>1,630</u>	<u>時</u>										

改正後								改正前							
		立小学校及び調布市立中学校に通う不登校児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	指導 教室 指導員	委員会 指導室	<u>護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。</u> (2) <u>不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。</u> (3) <u>特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。</u>	を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。									
17	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。 (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	2,080 時		16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。 (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	2,050 時	

改正後								改正前							
		における教育支援の充実を図るため			(3) 学校内におけるチーム体制の構築, 支援に關すること。 (4) 保護者, 教職員等に対する支援・相談・情報提供に關すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか, 所属長が適当と認める業務に關すること。					における教育支援の充実を図るため					
					スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか, (1) スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理, 統括に關すること。 (2) スクールソーシャルワーカーの人材育成に關すること。										
					社会福祉士, 精神保健福祉士の資格を有し, 教育及び福祉に關する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。										
			チーフスクールソーシャルワーカー			2,580	時							2,550	時
18	調布市立小学校及び	調布市スクール	教育委員会指	カウンセリング等を通じて, 児童・生徒の不登校, いじ	公益財団法人日本臨床心理士資格	2,080	時	17	調布市立小学校及び	調布市スクール	教育委員会指	カウンセリング等を通じて, 児童・生徒の不登校, いじ	公益財団法人日本臨床心理士資格	2,050	時

改正後									改正前											
		調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	カウンセラー	導室	め、問題行動等の改善に関すること。	認定協会の認定する臨床心理士，公認心理師法による公認心理師，学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。						調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	カウンセラー	導室	め、問題行動等の改善に関すること。	認定協会の認定する臨床心理士，公認心理師法による公認心理師，学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。				
19		一般教員の負担軽減を図り，教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる	スクー ル・サポ ー ト・スタ ッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備，採点業務，教材作成の補助等）に関すること。	—	1,200	時				18		一般教員の負担軽減を図り，教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる	スクー ル・サポ ー ト・スタ ッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備，採点業務，教材作成の補助等）に関すること。	—	1,170	時

改正後								改正前							
	体制を整備するため								体制を整備するため						
<u>20</u>	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時	<u>19</u>	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時					栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時					養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
<u>21</u>	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験者であること。	<u>1,650</u>	時	<u>20</u>	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験者であること。	<u>1,620</u>	時
<u>22</u>	中学校における部活動	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導，安全に関する知識及び技	—	<u>1,680</u>	時	<u>21</u>	中学校における部活動	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導，安全に関する知識及び技	—	<u>1,650</u>	時

改正後								改正前							
		動の充実及び教員の負担軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため		導室	能の指導、大会及び練習試合等の引率、その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等)に関すること。					動の充実及び教員の負担軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため		導室	能の指導、大会及び練習試合等の引率、その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等)に関すること。		
<u>23</u>	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助、児童からの相談対応や登下校の見守り、学習・生活指導の補助等）	学校教職員、行政事務職員、一般企業における常勤職員等の経験者であること。	<u>1,630</u>	時	<u>22</u>	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助、児童からの相談対応や登下校の見守り、学習・生活指導の補助等）	学校教職員、行政事務職員、一般企業における常勤職員等の経験者であること。	<u>1,600</u>	時
<u>24</u>	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門	教育委員会社会教育	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げ	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格	<u>1,380</u>	時	<u>23</u>	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門	教育委員会社会教育	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げ	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格	<u>1,350</u>	時

改正後									改正前								
		員	育課	るもののほか、所属長は適当と認める業務に関する事	を有する者であること。						員	育課	るもののほか、所属長は適当と認める業務に関する事	を有する者であること。			
<u>25</u>	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	(1) 来所相談業務に関する事。 (2) 電話相談業務に関する事。 (3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事。 (4) 不登校児童・生徒支援業務に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師、公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見込みの者であること。	<u>2,080</u>	時		<u>24</u>	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	(1) 来所相談業務に関する事。 (2) 電話相談業務に関する事。 (3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事。 (4) 不登校児童・生徒支援業務に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師、公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見込みの者であること。	<u>2,050</u>	時	
<u>26</u>	教育行政の充実を図	教育相談教育	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する事。 (2) 就学、転学及	教員免許状を有し、学校教育、家	<u>1,880</u>	時		<u>25</u>	教育行政の充実を図	教育相談教育	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する事。 (2) 就学、転学及	教員免許状を有し、学校教育、家	<u>1,850</u>	時	

改正後									改正前											
		るため	職専門員	導室	び通級指導学級 入退級相談業務 に関すること。 (3) 前2号に掲 げるもののほか、 所属長が適当と 認める業務に関 すること。	庭教育等に 関する専門 的識見及び 能力を有す る者である こと。						るため	職専門員	導室	び通級指導学級 入退級相談業務 に関すること。 (3) 前2号に掲 げるもののほか、 所属長が適当と 認める業務に関 すること。	庭教育等に 関する専門 的識見及び 能力を有す る者である こと。				
<u>27</u>	調布市 立図書館にお ける図書館事 業の充実を図 るため	図書館専門員 (専門的 業務)	教育 委員会図書 館	(1) 専門的業務 の補助に関する こと。 (2) 窓口受付及 び資料整理に関 すること。 (3) 電子資料利 用者への支援業 務、原資料の整理 業務等に関する こと。 (4) 前3号に掲 げるもののほか、 調布市立図書館 長が指定する事 務に関すること。	図書館司書 資格を持つ ている者で あること。	<u>1,400</u>	時	<u>26</u>	調布市 立図書館にお ける図書館事 業の充実を図 るため	図書館専門員 (専門的 業務)	教育 委員会図書 館	(1) 専門的業務 の補助に関する こと。 (2) 窓口受付及 び資料整理に関 すること。 (3) 電子資料利 用者への支援業 務、原資料の整理 業務等に関する こと。 (4) 前3号に掲 げるもののほか、 調布市立図書館 長が指定する事 務に関すること。	図書館司書 資格を持つ ている者で あること。	<u>1,350</u>	時					
<u>28</u>	調布市 立図書館にお ける図	読書 推進 員	教育 委員会図書 館	読書推進活動業務 に関すること。	—	<u>1,400</u>	時	<u>27</u>	調布市 立図書館にお ける図	読書 推進 員	教育 委員会図書 館	読書推進活動業務 に関すること。	—	<u>1,350</u>	時					

改正後								改正前							
	書館事業の充実を図るため								書館事業の充実を図るため						
<u>29</u>	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	<u>1,400</u>	時	<u>28</u>	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	<u>1,350</u>	時
<u>30</u>	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	<u>1,230</u>	時	<u>29</u>	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	<u>1,180</u>	時
<u>31</u>	調布市立図書館にお	図書館運営指	教育委員会図	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図	図書館司書資格を有し、かつ、	<u>1,480</u>	時	<u>30</u>	調布市立図書館にお	図書館運営指	教育委員会図	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図	図書館司書資格を有し、かつ、	<u>1,430</u>	時

改正後										改正前										
		ける運 営支援 及び職 員の資 質向上 を図る ため	導支 援員	書館	るための研修・指 導・助言に関する こと。 (2) 前号に掲げ るもののほか、調 布市立図書館館 長が指定する事 務に関すること。	公立図書館 における常 勤職員の経 験及び図書 館行政に関 する専門的 な知見を有 すること。					ける運 営支援 及び職 員の資 質向上 を図る ため	導支 援員	書館	るための研修・指 導・助言に関する こと。 (2) 前号に掲げ るもののほか、調 布市立図書館館 長が指定する事 務に関すること。	公立図書館 における常 勤職員の経 験及び図書 館行政に関 する専門的 な知見を有 すること。					
	32	調布市 郷土博 物館事 業の振 興を図 るため	郷土 博物 館専 門員	教育 委員 会郷 土博 物館	郷土博物館が所管 する収蔵資料・文化 財・史跡・郷土史に 関する事務事業全 般に関すること。	博物館又は 関連する専 門分野に対 する識見を 有する者で あること。	1,680	時			31	調布市 郷土博 物館事 業の振 興を図 るため	郷土 博物 館専 門員	教育 委員 会郷 土博 物館	郷土博物館が所管 する収蔵資料・文化 財・史跡・郷土史に 関する事務事業全 般に関すること。	博物館又は 関連する専 門分野に対 する識見を 有する者で あること。	1,650	時		
	33	調布市 郷土博 物館事 業の効 率的か つ効果 的な推 進を図 るため	文化 財保 護事 務員	教育 委員 会郷 土博 物館	(1) 文化財保護 事業における事 務に関すること。 (2) 前号に掲げ るもののほか、調 布市郷土博物館 長が指定する業 務に関すること。	職務の遂行 に必要な資 格、知識、 技能等を有 する者であ ること。	1,340	時												
	34	調布市 郷土博 物館事 業の効 率的か	文化 財保 護事 務補 助員	教育 委員 会郷 土博 物館	(1) 文化財保護 事業における事 務の補助に関す ること。 (2) 前号に掲げ	職務の遂行 に必要な資 格、知識、 技能等を有 する者であ	1,200	時												

改正後								改正前							
		<u>つ効果的な推進を図るため</u>			<u>るもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。</u>										
<u>35</u>	<u>調布市郷土博物館事業の効率かつ効果的な推進を図るため</u>	<u>埋蔵文化財専門員</u>	<u>教育委員会郷土博物館</u>	<u>(1) 埋蔵文化財調査の実施に關すること。</u> <u>(2) 埋蔵文化財調査に付随する業務に關すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に關すること。</u>	<u>埋蔵文化財調査及び關連する専門分野に對する識見を有し、かつ、5年以上の調査経験を有する者であること。</u>	<u>1,930</u>	<u>時</u>								
<u>36</u>	<u>調布市郷土博物館事業の効率かつ効果的な推進を図るため</u>	<u>埋蔵文化財調査員</u>	<u>教育委員会郷土博物館</u>	<u>(1) 埋蔵文化財専門員が行う業務の補助に關すること。</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に關すること。</u>	<u>埋蔵文化財調査及び關連する専門分野に對する識見を有し、かつ、調査経験を有する者であること。</u>	<u>1,680</u>	<u>時</u>								
<u>37</u>	<u>地域の社会教育の向</u>	<u>公民館専門員</u>	<u>教育委員会公</u>	<u>(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事</u>	<u>社会教育主事，社会教育士のいず</u>	<u>1,680</u>	<u>時</u>	<u>32</u>	<u>地域の社会教育の向</u>	<u>公民館専門員</u>	<u>教育委員会公</u>	<u>(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事</u>	<u>社会教育主事，社会教育士のいず</u>	<u>1,650</u>	<u>時</u>

改正後									改正前											
		上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため		民館	務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	れかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。						上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため		民館	務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	れかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。				
38		教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士 (臨時)	教育委員会各課 (室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	1,250	時		33		教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士 (臨時)	教育委員会各課 (室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	1,220	時		
						無資格者	1,200	時								無資格者	1,170	時		